

**SDGs に関する自発的国家レビュー（VNR）についての  
意見募集の結果について**

令和3年6月  
内閣官房  
外務省

1 意見募集対象

SDGs に関する自発的国家レビュー（VNR）の原案

2 意見募集期間等

- (1) 意見募集期間：令和3年4月30日から令和3年5月13日まで
- (2) 募集方法：電子政府の総合案内（e-Gov）
- (3) 電子政府の総合案内（e-Gov）の意見提出フォーム及び電子メール

3 提出意見件数：72件

4 提出意見の概要と SDGs 推進本部の考え方

(1) 原案全体について

	提出意見の概要	考え方
1	日本の SDGs 関連分野における国際協力への言及の比重が大きいように感じられる。日本国内の状況によりスペースを割いてはどうか。	国際協力に関しては、今回の VNR が国連に提出するものであることに鑑み、記載しております。
2	より包括的な VNR を国際社会に発信するためにも、将来世代を含む複数のセクターからのヒアリング機会を増やすこと及びレビュー体制を整えることが望ましい。	今回の VNR 作成に当たっては、将来世代を含む複数のセクターからのヒアリングの機会を設けました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
3	総務省の下で各省庁が行っている行政評価について、持続可能かどうかの評価、何かを止め、何かに代替えしたときの、環境と経済の効果と負担のプラマイによる総合的評価を行っていない。	政策評価制度では、各行政機関が、その所掌に係る政策について、必要性、効率性又は有効性の観点、政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価することとしており、個々の政策を評価する際、SDGs の観点からどのように評価する

		かについては、各行政機関に委ねられております。今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
4	目標ごとの施策による効果とともに、その施策が他の目標、指標にどう影響を与えているか、複数ゴールの同時達成・マルチベネフィット創出の観点での評価もできるようにする必要があります。(同旨複数)	各目標の取組の多くは他の複数の目標達成にも貢献していることに留意しておりますが、頂いた御意見も踏まえ、可能な限り反映しました。
5	日本がODAを軸として、貧困や格差に苦しむ国に対する政府の努力を積極的に支えていく意思を有していることをVNRではつきり示すべき。	政府としては、人間の安全保障の理念に基づき開発協力を進めています。頂いた御意見も踏まえ、人間の安全保障の理念の下、国際社会と連携していく旨記載しました。
6	「誰一人取り残さない」SDGs精神を適切に反映させるべく、難民、国内避難民、無国籍者が含まれるような取組が実際に実施され、報告書の標記及び内容にもそれが反映されることが望ましい。	「4. SDGs達成に向けたビジョン」において、「誰一人取り残さない」との考えの下、SDGs達成に向けて取り組んでいく旨記載しており、難民・避難民等への支援については、「8つの優先課題と主な取組」の中に記載しています。
7	真に持続可能な社会を目指して、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種と発症者の安全な治療・隔離を早急に可能にすること、女性と子どもたちの貧困を無くすこと、日本以外の国々で女性が利用できる効果の実証された可逆性の避妊法や安全な中絶の提供を促進すること、男女共同参画で想定される対象者をもっと広げ、性的マイノリティ、障がい者、高齢者が差別をうけることなく労働参加できる方策を実施し、報酬・社会保障面でも差別されない体制を作ること、元来「女の仕事」とされる無償もしくは報酬の少ない子育て、介護、サービス業などの業種の待遇改善、国際的な人権侵害としても問題である日本に住む難民申請者の強制送還、強制収容などの非人道的な対応を無くすこと、などを検討願いたい。	出入国管理及び難民認定法上、難民認定申請をしたことをもって収容や送還の対象とされることはなく、我が国における退去強制手続は適切に運用されています。今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
8	「国民」を「市民」に改めるべき。「誰一人取り残さず」にSDGsを達成するには、「国民」ととどまらない「市民」という視点で	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り「市民」という表現を反映

	取り組むことが必要不可欠。(同旨多数)	しました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
9	グローバル指標または代替指標に基づき、ベースラインと目標を明確にし、その進捗状況を定量的・定性的に示すべき。その上で、目標達成に向けたギャップや阻害要因、達成のために必要な施策や取組について明記すべき。	御指摘の進捗評価の在り方については、SDGs 推進円卓会議の進捗管理モニタリング分科会で議論しているところであり、今後、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
10	より脆弱性の高い人々や国々を対象にどのように「誰一人取り残さない」施策が展開されたのか、透明性や説明責任、包摂性、市民社会・当事者の参加の確保などの観点から評価を行うことが求められる。	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り反映しました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
11	人口全体のみならず、社会的、経済的、制度的な側面で脆弱な立場に置かれたグループにおける各目標・ターゲットの進捗状況について、出来る限り細分化されたデータを用いて示すべき。	詳細集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、詳細集計の掲載に可能な限り努めております。
12	2030 アジェンダでは、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要」とされている。また、実施指針では「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全ての目標の実現に不可欠」と述べられている。これらの原則は、VNR にどのように表されているか。	「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組」の「(3) 8つの優先課題と主な取組」においてジェンダー主流化や女性の活躍等の取組について記載したほか、「6. 各目標の達成状況(1) 政府による進捗評価」の目標5において、ジェンダー平等の観点から記載を行いました。
13	実施指針改定版では「SDGs の実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める」とあるが、VNR では性別データはどのように示されているか。	男女別の集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、可能な限り男女別データを掲載するよう努めております。
14	パンデミック下の今こそ、日本の実態と現状を俯瞰し、「誰一人取り残さずに」貧困と格差を根絶することが SDGs 推進の核であることを VNR に明記する必要がある。	貧困、格差の拡大などの課題が新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになっており、「誰一人取り残さない」との

		考え方の下、SDGs 達成に向けて取り組んでいく旨、「4. SDGs 達成に向けたビジョン」の中で記載しています。
15	日本が SDGs の達成に向けてどんな行動をしているのかを知りたいときに、VNR を読めば誰でもだいたいわかる、というものにしておく必要がある。	頂いた御意見も踏まえ、可能な限りわかりやすい文章となるよう努めました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
16	今回の VNR にはシステムレベルのアプローチや社会の変革に関して、どのように取り組んできたかが書かれていない。そうした議論や取組についても本レポートに書くべきである。	「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組」の「(1) SDGs 推進に向けた国内体制」及び「(2) 国内普及の動き」に記載しました。
17	次回以降の VNR では、より包摂的なプロセスとするために、例えば1年前から VNR の着手についてアナウンスし、段階的に意見を募集してはどうか。また、他国とのピアレビューを行うことも一案。	今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
18	統合的なアプローチの一つの方法が政策一貫性を確保することであるが、それに関してどのように取り組んでいるのかを記載してはどうか。特に、省庁の取組（省庁間連携、環境省による事業レベルでの他分野への正と負の影響を評価する取組等）は紹介できるのではないか。	SDGs を国内外で総合的かつ効果的に推進するため、SDGs 推進本部の下、「SDGs 実施指針」に基づいて、各ステークホルダーの取組と連携・協力しながら、相乗効果を生み出していくこととしており、その旨「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組」の中で記載しました。
19	SDGs の 17 目標におけるジェンダー視点の主流化の状況を一覧表にして、ジェンダー主流化が必要な目標を可視化すべき。	政府としては、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、政府全体で総合的な取組を進めているところであり、あらゆる分野におけるジェンダー主流化に引き続き取り組んでまいります。

(2) 4章 SDGs 達成に向けたビジョンについて

1	国内問題に関し、都市と地方の関係性や移動、東京の一極集中、少子高齢化の背景としての働き方や教育費やジェンダーの問題など多々ある課題について触れておらず、特に地方の抱える課題については偏りがあり、包括的に記述する必要がある。	地方が抱える様々な課題については可能な限り取り入れ、「8つの優先課題と主な取組」の中で具体例と共に記載するように努めました。
2	ジェンダー問題やディーセントワーク、国内に置ける相対的貧困と格差の拡大、虐待やDVなどの課題など SDGs に関連する目標とかかわりの深い分野のうち、比較的日本の取組が遅れている分野について偏りなく言及をする必要がある。	日本の取組における課題についても、可能な限り明記するように努めました。
3	赤字の追記を提案する。 人々が将来的に安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化・・・・・・・・安心して暮らせるような、 <b>ジェンダーに平等</b> で持続可能なまちづくりと地域活性化のためには・・・	頂いた御意見を踏まえてジェンダーに関する記載を追加しました。
4	「また、グローバル化が進み、(中略)日本の経済活動・成長は国際経済活動と深く関わるようになった一方」という記述について、人的知的文化的交流など多くのことに言及する必要がある。特に以降のコロナ禍の文脈とのかかわりでは人の移動が重要。	頂いた御意見も踏まえ、可能な限り明記するように努めました。
5	「国際社会におけるUHCの達成に向け、途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスの確保」という記述について、基本的な保健システムの構築まで言及するのがより望ましい。	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り反映しました。
6	「世界は今、歴史的な危機に直面している。新型コロナウイルス感染症の拡大は」という記述について、「新型コロナウイルス感染症によって顕在化した課題の多くは、コロナ禍以前から問題の根が存在していた」ことに言及すべき。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、地球規模の課題が明らかになった旨、「4. SDGs 達成に向けたビジョン」の中で記載しています。
7	「同様に、SDGs の文脈においても、革新的なイノベーションを活用し、規制改革などの政策を総動員することで、」という記述について、敢えて規制改革について言及するのであれば、倫理的側面を含めた議論や制度や能力構築をともに言及することが必要。	「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組」に可能な限り明記するように努めました。
8	p11に『コロナ禍からの「よりよい回復」のためのSDGs』と記述されているが、SDGsのゴールを目指した社会づくりを不断に続けていることが結果として「よりよい回復」という強靱な社会になっていることだと考える。	御指摘のとおり、SDGs達成を目指した社会づくりが「よりよい回復」につながると考えています。
9	p11の「未来を先取りする(中略)それぞれの立場で変革への取組を始めることが不可欠である。」という記述について、「そ	頂いた御意見を踏まえ、市民社会やアカデミアなど他のアク

	それぞれの立場」という言葉は方向性の差異を想起させるため、パートナーシップに焦点を当てていただきたい。また、市民社会やアカデミアなど他のアクターについても言及してほしい。	ターについても記載しました。
10	p11の「加えて、国際社会において人道・開発・平和が損なわれてはならず」という記述について、開発・人権が損なわれる、という表現が分かりにくいいため、日本語として通じやすい表現でお願いしたい。	頂いた御意見を踏まえて、可能な限り分かりやすい文章となるよう努めました。
11	要約の中だけでなく、ビジョンの中でも「人間の安全保障」に触れて、日本としての姿勢を示して欲しい。人間の安全保障に関連して、「人間の尊厳」についても言及することを望む。	頂いた御意見を踏まえ、「人間の安全保障」に関する記載を追記しました。
12	「感染症を含む国際保健課題、気候変動や生物多様性の損失、その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦」とし、生物多様性の損失が大きな問題であることを明記していただきたい。	頂いた御意見を踏まえて記載しました。
13	赤字部分を追記する。 時代の大きな転換点に直面しており、この数年でジェンダー平等の実現を含む思い切った変革が実行できるかどうか、日本、そして世界の未来を左右する。	頂いた御意見を踏まえて記載しました。

(3) 5章 国内のSDGs推進体制・主な取組について

① (1) SDGs推進に向けた国内体制及び(2)国内普及の動きについて

	提出意見の概要	考え方
1	政府が行う政策決定や立法、行政について、このSDGsの考えが、SDGs推進本部である内閣総理大臣や全閣僚、また官僚のトップにおいてどのように学ばれているか記述してほしい。また、SDGsのような幅広い視野を必要とする変革は、トップ自らが変わったということを示す必要があると考える。	政府は、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsを国内外で総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月に内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を内閣に設置し、その後定めた「SDGs実施指針」に基づいて取組を進めています。
2	「(1) SDGs推進に向けた国内体制」では国の推進体制が記載され、「(2) 国内普及の動き」では国の普及の動きとともに事業者や市民社会の動きが一括記載されているが、(1)は国の推進体制及び普及とし、その後に、主体別の取組を記載してはどうか。	国連事務局が出しているVNRに関するガイドラインでも国内の推進体制(institutional mechanism)を書くことが推奨されていますので、政府の推進体制について記載した後、取組を記載することにしました。

3	<p>外務省をはじめ国内省庁や地方自治体、経済団体、市民団体などの多様なステークホルダーが参画した「ジャパン SDGs アクション推進協議会」及び同協議会会員をはじめ多様な主体とのパートナーシップにより実現した「ジャパン SDGs アクション」について、日本国内における先駆的事例として掲載することを提案。</p>	<p>「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組」の「(3) 8つの優先課題と主な取組」に記載しました。</p>
4	<p>p13 に国内推進体制の現状について記載されているが、今後の課題について記載されていない。(同旨多数)</p>	<p>推進体制の課題については、「円卓会議民間構成員による進捗評価」やパブリックコメントの結果も踏まえ、「7. 今後の進め方」に記載しました。</p>
5	<p>p14 の4パラ目に関し、実施指針の説明は体制図の直後に移動し、その後に SDG サミットや TICAD、改定プロセスの話としてはどうか。</p>	<p>御指摘の箇所については、時系列に基づいて記載しております。</p>
6	<p>p15 について、「新型コロナウイルス感染症の拡大で、SDGs 達成に向けた取組の遅れが深刻に懸念されていることを踏まえた上で」とあるが、遅れだけではなく、むしろ後退してしまっている事例が多数見られる現状についても書くべき。</p>	<p>御指摘の記載は、既に策定された「SDGs アクションプラン 2021」から引用しております。新型コロナウイルス感染症が各目標に与える影響については、「6. 各目標の達成状況(1) 政府による進捗評価」の中に記載しております。</p>
7	<p>p15 について、「社会全体の行動変容が必要であり」について、社会基盤の整備や構築の必要性についても触れるべき。</p>	<p>御指摘の記載は、既に策定された「SDGs アクションプラン 2021」から引用しております。社会基盤の整備については、「(3) 8つの優先課題と主な取組」の中に記載しております。</p>
8	<p>p16 について、「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」とあるが、「絆」という言葉に拒否反応を覚える人もいると思うので、連携や連帯(パートナーシップの方向性へ)などに変えるべき。</p>	<p>御指摘の記載は、既に策定された「SDGs アクションプラン 2021」から引用しております。</p>
9	<p>p16 について、「具体的な施策として、(中略)盛り込んだ」とされているが、コロナ以前およびコロナ禍においても病床数の削減、保健所職員の削減、ワクチン開発の中止、医師の削減、医学部の女子入学への差別などさまざまな矛盾する政策がとられてきていることへの反省、言及が必要。</p>	<p>御指摘の記載は、既に策定された「SDGs アクションプラン 2021」に関するもので、同アクションプランに盛り込んでいるのは、2021年に政府が取り組</p>

		む主な施策です。
10	p17について、SDGs 推進円卓会議の参加構成員の拡充（持続可能な農林漁業を担う一次産業を代表できる者、地方自治体の参加等）、開催回数の増加、多くの市民が参加できるステークホルダー会議の更なる活用等をお願いしたい。	今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
11	SDGs 推進円卓会議は、年2回の開催頻度ではあるものの、幹事会や自主的な活動として、コロナ禍における SDGs 推進に関する提言の作成、SDGs 実施指針改定に向けたステークホルダー会議の開催等を行ってきたことを記載してはどうか。 分科会の構成員や検討内容が不明瞭であり、詳細に記載願いたい。また、各分科会におけるユースの参加や対等な意見出しが行われているか。 JAPAN SDGs Action Platformでの分科会の開催報告も分科会によってバラつきがあり、この点の透明性向上は課題である。	頂いた御意見を踏まえて記載しました。ユースの参加については、「円卓会議民間構成員による進捗評価」やパブリックコメントの結果も踏まえ、「7. 今後の進め方」に記載しました。透明性向上については、今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
12	p18の(2)国内普及の動きについて、国民生活調査等の基幹統計項目にSDGsの項目が未だないことは残念。次回のレビューに向けて、基幹統計にSDGsの認知を測る統計調査を国レベルで入れていただきたい。	基幹統計調査は、正しく報告する義務が課されるものであり、その調査事項については統計委員会の意見を聴いて慎重に検討すべきものと考えております。いずれにしましても、SDGs 推進本部の下、引き続きSDGsの国内的な認知度向上や啓発、普及のための広報・啓発活動に努めてまいります。
13	p18について、ジャパンSDGsアワード受賞団体や地方創生SDGs金融などそれぞれの活動の評価軸が明確になっていない。 また、ジャパンSDGsアワードの目的が「国内で実施されているSDGs達成のための取組を見える化し、より多くのステークホルダーによる行動を促すため」なのであれば、賞の細分化をしていただきたい。	御指摘の箇所については、広報・啓発のための取組例を紹介するために記載したもので、評価軸などの詳細までは記載していませんが、各取組の詳細や評価軸については、対外公表しております(ジャパンSDGsアワード： <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/japan_sdgs_award_dai4/02jissshi.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/japan_sdgs_award_dai4/02jissshi.pdf</a> ) (地方創生SDGs金融： <a href="https://www.chisou.go.jp/ti">https://www.chisou.go.jp/ti</a>

		iki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu 2.html)。ジャパン SDGs アワードについては、これまでも複数の種類の賞を設けており、更に細分化するかについては、今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にして検討いたします。
1 4	p19 について、第 1 回～第 3 回「ジャパン SDGs アワード」の記載との整合を図るため、第 4 回「ジャパン SDGs アワード」の受賞団体として、「 <b>農業振興、防災・減災、女性活躍の場づくり、地域の多様なパートナーシップの構築を進める農業協同組合</b> 」を加えるべき。(同旨多数)	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
1 5	p22 について、自治体への SDGs の取組を自治体に広く普及させる目標を掲げ、VNR で公開していることは評価に値する。次回の VNR では取組の程度・質もレビューし、記載するとよいのではないか。	今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです
1 6	p22 について、SDGs 未来都市において、経済、社会、環境の 3 つの側面を統合的に取り組むことが求められていることも記載すべき。	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
1 7	p26 のステークホルダーの役割について、分類や掲載順にどのような意味があるか。また、女性、未成年、ユース、ジャーナリズム、先住民族、農民等について追記願いたい。	掲載されているステークホルダーは、「SDGs 実施指針」の 5 (3) に掲げている主なステークホルダーとなっています。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
1 8	コロナ禍で女性の自殺率が上昇している現状から、コロナ以前の課題の積み残しをいかにして改善していくのかが問われている旨、言及すべき。	御意見を踏まえ、「6. 各目標の達成状況」の目標 3 に記載しました。

②<ステークホルダーの役割：①ビジネス>について

	提出意見の概要	考え方
1	①ビジネスについて、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの価値と、包摂的かつ公正な労働市場の価値は別個のものであるので、それぞれを分けて、目的及び数値目標を掲げて実施することとすべき。また、ディーセント・ワークを言葉としても明言すべき。	御指摘の記載は、「SDGs 実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

2	事例が経団連であるが、大多数が中小企業であり、積極的にSDGsに取り組んでいる中小企業もいることから、中小企業の取組事例も積極的に取り上げるべき。	個別の企業の取組事例については記載できていませんが、様々なステークホルダーがSDGs推進に取り組んでいることが分かるような記載に努めました。
3	p27について、赤字の追記を提案する。 2020年11月に（中略）脱炭素に向けた取組を加速している。 また、「2030年までに役員に占める女性比率を30%以上にすることを目指す」と発表した。	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。

③<ステークホルダーの役割：②ファイナンス>について

	提出意見の概要	考え方
1	②ファイナンスについて、ESG金融の有効性の検証の箇所に、基準の統一化に向けた取組や透明性確保、そのための投資家への適切な情報へのアクセスなども必要。デジタル課税について記載されているが、領域を問わず、適正競争が行われるような制度設計が必要である旨は言及すべき。マネーロンダリングや租税回避などへの対策についても言及すべき。	御指摘の記載は、「SDGs実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

④<ステークホルダーの役割：③市民社会>について

	提出意見の概要	考え方
1	③市民社会について、日本の市民社会組織は財政面や運営面などに課題が多く、社会全体による能力強化への取組や理解促進が必要である点を記載する必要がある。 また、市民社会の事例として、SDGs市民社会ネットワークを記載しているが、ビジネスと人権市民社会プラットフォームについても記載すべき。	御指摘の記載は、「SDGs実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。市民社会の取組は数多くありますが、その全てを記載することは難しく、今回は特に、SDGs採択以来、SDGs推進円卓会議への関与を始め、SDGsに関して様々な取組を進めていることを踏まえ、SDGs市民社会ネットワークを、本VNRの事例として取り上げました。
2	p30の6行目にある「2000年」を「2020年」に修正する。	頂いた御意見を踏まえ、修正しました。

3	p30の「女性への支援や自殺対策」を「母子世帯の女性への支援や自殺対策」と修正する。	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
---	--	--------------------

⑤<ステークホルダーの役割：④消費者>について

提出意見の概要		考え方
1	④消費者について、エシカル消費について、事例だけでなく前段の文章でも触れ、その認知を高めるとともにインセンティブを高める必要がある。	「④消費者」においては、「消費者が…持続可能な消費活動を行うことで、持続可能な生産消費形態を確保できるように、健全な市場の実現に加え、経済・社会の仕組み作りと啓発を促進する」となっております。なお、エシカル消費の普及啓発に関する取組については、「優先課題5」に記載があります。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑥<ステークホルダーの役割：⑤新しい公共>について

提出意見の概要		考え方
1	⑤新しい公共について、「市民社会」との違いを明確にしなければ、どのように違うのかがわからない。	御指摘の記載は、「SDGs 実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑦<ステークホルダーの役割：⑥労働組合>について

提出意見の概要		考え方
1	⑥労働組合について、労働組合の原動力や雇用者側とのパワーバランスが設立時と異なることや組合に所属できていない労働者の方が脆弱性が高い点を指摘した上で、さらに所属できていない層に対して労働組合がどのようにアプローチできるかを検討する必要がある。特に労働基本法の実施が十分徹底されていないなど、基本的な課題への取り組みが重要である。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	p35について、赤字の追記を提案する。 市民社会との連携においては、(中略)取組を推進している。また、労働組合や市民社会組織から構成された「児童労働ネット	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。

	「ワーク」の運営委員として、啓発活動や政策提言を行っている。
--	--------------------------------

⑧<ステークホルダーの役割：⑦次世代>について

	提出意見の概要	考え方
1	⑦次世代について、すべての子ども、若者が主体的に発信できるよう、情報や教育面の整備や社会的規範の変化を促す必要がある。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑨<ステークホルダーの役割：⑧教育機関>について

	提出意見の概要	考え方
1	⑧教育機関について、教育への公的支出をOECD諸国並みに引き上げ、学校教員の過度な負担を軽減するための社会全体による取組、生涯教育を実践できる社会環境整備が必要である。	教育への公的支出に関して頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。学校の教師に係る負担軽減に関しては、頂きました御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。なお、この点に関しては優先課題1の中の47ページ「働き方改革」の項目にも一部含まれております。また、生涯にわたってあらゆる世代に対して教育を行っていくことは重要であり、まさにESDは学校教育を含むあらゆる教育の場面を想定しておりますので、36ページ「⑧教育機関」の項目の中に既に記載されております。
2	p37について、「文部科学省において、(中略)支援も行っている。」とあるが、具体的に何をしているのか。その支援は効果的かつ意味のあるものなのか。 また、「若い世代やその親の世代でSDGsの認知度が高まることや、SDGsを学校で学んだ世代が2030年やその先の未来で活躍することが期待される。」とあるが、既に卒業して働いている若い世代(主に25歳～35歳程度)に対する教育研修の機会は確保しないのか。	頂いた御意見につきまして、ESDの担い手を育成する教員の養成やカリキュラムの開発を行う大学、自治体、NPO等に対する支援については、文部科学省において「SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業」を通じて、SDGs達成の担い手に必要な資質・能力の向上を図る優れた取組に対する支援を、効果的・戦

		略的に行っています。また、我が国ではESD国内実施計画にも基づいて、若い世代を含むすべての人を対象に社会全体で、SDGs達成のための教育であるESDは推進されておりますので、御指摘の世代についても念頭におきつつ、今後の取組を進めてまいります。
3	p37について、赤字の追記を提案する。 SDGsの全ての目標の達成に貢献する枠組みである(中略)環境づくりを促進する。 <b>そのために、学校教育だけでなく、各自治体の社会教育施策を充実させ、地域の人々の学習拠点となっている全国の公的社会教育施設の強化や職員の増員などに対して政府も政策的、財政的に支援する。</b>	御指摘の記載は、「SDGs実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑩<ステークホルダーの役割：⑨研究機関>について

提出意見の概要		考え方
1	⑨研究機関について、「なお、イノベーションと変革は(中略)より広範な概念として扱うべきとの点に留意する必要がある。」という部分は、扱うべき、と断言した方が良いでしょう。 また、新たな技術を開発を検討する段階から、専門性を持つ関係者だけでなく学際的な知恵を取り込むことや技術の活用段階における課題を含めて、多様な専門的見地からの取組が必要である。さらに研究への資源について、領域の偏りが生じることや倫理的側面などの課題にも言及すべき。	御指摘の記載は、「SDGs実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑪<ステークホルダーの役割：⑩地方自治体>について

提出意見の概要		考え方
1	⑩地方自治体について、ローカル指標が第三者の評価によって行われ、透明性を持って公開されることが必要。また、自治体間だけではなく、海外の取組など幅広く学ぶことも必要。さらに、地方自治体への取組支援として、「SDGs未来都市」を再掲してはどうか。	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り反映しました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
2	p40について、赤字の追記を提案する。また、地域循環共生圏のコンセプトについて付記することを提案する。 「SDGs日本モデル」宣言や(中略)また、今後は、より多くの地方自治体において、更なるSDGsの浸透を目指し、 <b>農林水産</b>	御指摘の記載は、「SDGs実施指針」で定めている文言を引用したものです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考

	<p>団体、女性団体等の多様なステークホルダーに対してアプローチし、連携して地域に根強い固定的な性別役割分担意識等を解消し、SDGs 達成へ向けた取組が加速されることが期待されている。</p> <p>(中略)</p> <p>地方自治体においては、(中略)「地域循環共生圏」の創造に取り組む等、地域特性を活かした自治体における多様で独自のSDGs の実施を推進することが期待されている。</p>	とさせていただきます。
3	<p>p41 について、「VLR の提出」を「VLR の実施」、「VLR を作成した。」を「VLR を実施した。」、「地方自治体の国際的な連携にもつながるところ」を「地方自治体の国際的な相互の学び合い、連携につながる」と修正してはどうか。</p> <p>また、北九州市長や浜松市長が HLPF のイベントで VLR を発表したことや、IGES では世界の各自治体の SDGs 達成に向けた自発的な活動ならびにレビュー状況を簡単に一覧できる「VLR Lab」を整備していることに言及してはどうか。</p>	頂いた御指摘を踏まえて反映しました。

⑫<ステークホルダーの役割：⑪議会>について

	提出意見の概要	考え方
1	<p>⑪議会について、年齢や性別などの多様性、透明性や説明責任など、取り組むべき課題を着実に実施する必要がある。現在最も問題の多いアクターであるが、本来的には中核となって動くべき主体である。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>議会の SDGs の取組が見えにくく、ステークホルダーは連携が取りにくい。議会の取組も JAPAN SDGs Action Platform に載せてはどうか。現状は議員や政党としての SDGs への取組は進みつつあるが、議会としての関与は希薄である。議会の中に SDGs 委員会を設置し、政策や予算に対して SDGs の観点からのチェック機能を果たすことも一案である。</p>	<p>頂いた御意見は関係者に共有すると共に、今後の取組の考にさせていただきます。</p>

⑬ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題1について

1	<p>優先課題1について、ジェンダー平等における現状と課題（性的マイノリティに関するものを含む。）を記載願いたい。特にジェンダー平等への取組が遅れていることに関し、OECD の分析やジェンダー・ギャップ指数を引き合いに出し、政府としての課題の分析とその対応について触れるべき。さらに、COVID-19 の影響、アンペイドワークについても記述願いたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「6. 各目標の達成状況」の目標5に記載しました。</p>
2	<p>優先課題1の障がい者に対する支援について、法定雇用率を満</p>	<p>厚労省としては、職場での合理</p>

	たしている企業の割合が低い（令和2年で32.4%）1という現状を踏まえて、職場のバリアフリー化に関する啓発活動の強化を求める。	的配慮の周知啓発に取り組んでいるところ、今後ともこの取組を実施し、障害者雇用の推進に努めてまいります。
3	優先課題1について、在留外国人との共生社会を実現する旨書かれているが、技能実習生や留学生等に対する十分な支援、在留外国人母の妊娠、出産、育児に対する切れ目ない支援等を求める。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	優先課題1について、貧困対策の取組として、2021年4月に設置された社会保障審議会・生活保護基準部会において、生活扶助基準引き上げの検討が必要であることを加筆願いたい。	社会保障審議会生活保護基準部会においては、5年に一度生活扶助基準の定期的な検証を実施することとしており、2021年4月に当該部会を再開し、検討を始めたところです。 基準部会における検証は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、統計データ等を用いて、専門的かつ客観的に実施するものであり、その具体的な検証方法については今後議論されることとなります。 生活扶助基準については、当該検証結果を踏まえた上で適切な水準となるよう検討を行うため、現時点において基準見直しの方向性をお示しすることは困難です。
5	優先課題1について、7人のうち1人の子供が相対的貧困である状況をいち早く改善することが必要。また、デジタル格差による学力格差解消のための学校のICT整備の促進を求める。	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。また、ICT整備の促進に関しましては、49ページ「次世代の教育振興・あらゆる人々の教育機会の確保」の項目の中で既に記載しております。
6	p44について、赤字の追記を提案する。 2015年以降、毎年6月を目途に「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、各府省の概算要求に反映させている。 <b>その結果、</b>	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り反映しました。

	<p>男女共同参画基本計画関係予算額は〇〇%増加してきている。</p> <p>(中略) この第5次計画の推進に当たっては、男女共同参画会議において、特に重要な項目について毎年度、進捗状況を点検し、2023年には、全89項目の成果目標の達成状況について点検・評価を行うこととしている。これら89項目はSDGsのグローバル指標を補完するものである。また、必要に応じて、内閣総理大臣及び関係大臣に意見を述べ、更なる取組を促すこととしている。</p> <p>(中略)</p> <p>法制面では、(中略) 自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。第5次男女共同参画基本法では、我が国において政治分野で指導的地位に就く女性が増えない要因として、女性の家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していること等をあげ、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)も含めた取組の必要性を提起している。今後、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数(2021)の政治参画に関する順位が156カ国中147位という日本の残念な状態から脱却するためにはこれらの取り組みを加速させる必要がある。</p> <p>また、2015年8月に、(中略) 2022年度から常用労働者数101人以上の企業へ拡大される。一方、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっている。こうした待遇差が、全ての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられることから、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていくことが必要である。</p>	
7	<p>p45について、赤字部分を修正する。</p> <p>(ダイバーシティ・バリアフリーの推進)</p> <p>日本は、障害の有無にかかわらず、<b>国民</b>誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者基本計画を策定し、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策等の推進を図っている。また、様々な属性の人々が抱える複合的困難を減らすための正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めようとしている。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

8	<p>p46について、赤字の追記を提案する。</p> <p>更に、在留外国人との共生社会を実現するため、(中略) 受入れ環境整備を推進している。そのために、外国にルーツを持つ生徒の高校進学と就学の実態を把握するため全国的な実態調査を実施し、データを公表する。さらに、全国の自治体において、公立夜間学級などを設置し、成人の外国人労働者・住民への日本語教育や生活支援を早急に進める。</p>	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図っております。なお、その他の頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>p46について、赤字の追記を提案する。</p> <p>日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」(中略) 以下のような「働き方改革」のための取組を推進している。特に、女性が十分に活躍できない背景となっている、いわゆる「男性中心型労働慣行」(長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム) 等の見直しを進めていくことが重要である。</p>	<p>御指摘の見直しに関しては働き方改革で取り組んでいるところです。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>p46の(働き方改革)の記載に「2020年12月、議員立法による労働者協同組合法が全会派一致で成立した。この法律は、脆弱な状況下の人々に対し働きがいのある多様な就労機会を保障し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものである」を追記する。(同旨多数)</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>p47について、赤字の追記を提案する。</p> <p>65歳以上の生活保護受給者は104万人(うち女性〇〇万人)で、前年(100万人)より増加している。また、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.93%で、前年(2.89%)と同じ水準であった。65歳以上の生活保護受給者に占める女性の割合は〇〇%。</p>	<p>「貧困・格差解消に資する社会保障制度措置」の項目の趣旨として、男女の差を示すものではないため、記載していません。</p>
12	<p>p47について、赤字の追記を提案する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が人々に及ぼす影響について、引き続き注視していく必要がある。とりわけ、感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしていること、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジ</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>エンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきていることを踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。</p>	
13	<p>p47の（子供の貧困対策の推進）について、2019年11月に見直された子供の貧困対策大綱の内容にならい、子供の権利条約の精神の通り、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進すること、また、対策の推進にあたっては、子供の意見が尊重され子供の最善の利益が優先して考慮されることを明記すべき。</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、ご指摘の点に係る法改正の概要を明記し、大綱において子供の現在及び将来を見据えた対策を実施することとしている旨を記載しました。なお、子供の最善の利益が優先して考慮されることについては、原案において、子供のことを第一に考えた支援を講じることを記載しております。</p>
14	<p>p48の（次世代の教育振興・あらゆる人々の教育機会の確保）について、無償かつ質の高い初等・中等教育への取組として、新型コロナウイルス感染症関連対応としての就学援助制度の柔軟運用や高校生等奨学給付金の基準引き上げなどがあるものの、学習費にかかる実費額と支援額の差を鑑み、更なる取組が必要であることを加筆すべき。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>p48について、赤字の追記を提案する。 また、前述のとおり、（中略）協働でESD推進ネットワークを整備運用している。そのため、学校教育だけでなく、各自治体の社会教育施策を充実させ、地域の人々の学習拠点となっている全国の公的社會教育施設の強化や職員の増員などに対して政府も政策的、財政的に支援する。</p>	<p>頂いた御意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>p49の冒頭のパラグラフについては、正確を期するために、以下のような記述にする。 「2020年10月、関係府省庁が協力し、企業活動により人権への悪影響を受ける人々の人権の保護・促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。」（同旨複数）</p>	<p>頂いた御意見の表現につきまして、御指摘のパラグラフの2つ下のパラグラフにおいて、用いております。</p>
17	<p>p49について、福井県鯖江市の取組が事例に挙げられている理由如何。他に適した事例はないのか。</p>	<p>頂いた御指摘を踏まえて、鯖江市の事例紹介を関連の深い「ジェンダー主流化・女性の活躍推進」の後に移動しました。</p>
18	<p>p50について、赤字の追記を提案する。 日本は、（中略）2016年から2018年までの3年間で、約5千</p>	<p>頂いた御指摘を踏まえて反映しました。</p>

	人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女児の学習改善の改善を実施する旨を表明した。その結果、〇〇人の女性行政官等を育成し、〇〇人の女児の学習改善を実施した。	
19	p50について、赤字の追記を提案する。 (国際平和協力におけるジェンダー平等の推進)	頂いた御指摘を踏まえて反映しました。
20	p51について、赤字の追記を提案する。 2014年度から2019年度までに1,285名(うち女性〇〇名)の研修員を受け入れ、既に計1,028名がプログラムを修了している。	頂いた御指摘を踏まえて反映しました。

⑭ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題2について

1	優先課題2について、実際に介護をしている家族やケア産業の従事者の声を具体例として入れてほしい。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	優先課題2について、在日外国人の医療アクセスの問題が抜け落ちている。医療現場での多言語サポートの強化は喫急の課題で、これをせずに、「すべての」人々の健康を確保することはできない。	頂いた御意見を踏まえ、可能な限り反映しました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
3	優先課題2について、オリンピックについて触れられているが、災害からの復興をテーマにして開催を決定したこと、現在のテーマがコロナ禍になっていることを明記すべき。	御指摘の箇所は、SDGsの認知度を高める機会として、大規模国際競技大会の例示として記載しているところであり、原文の通りとさせていただきます。
4	優先課題2について、健康寿命を延ばすためには、食の健全化が最も重要。残留農薬、人口添加物、遺伝子組換え品、ゲノム編集品等の禁止(10年程度の経過措置を含む。)に向けた道筋を明記すべき。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	p53について、赤字の追記を提案する。 日本の健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳(2016年)と世界的に見て高い水準にあるが、特に女性の健康寿命と平均寿命に乖離が大きいことが課題として指摘されている。	健康寿命と平均寿命の差の縮小については、男女ともに共通の課題であるため、現在の表記としております。
6	p56について、赤字の追記を提案する。 この考え方に基づき、(中略)引き続き整備する。この観点にたち JICA では、新型コロナウイルス感染症の拡大が女性や少女に対して与える影響や、ジェンダー視点に立った開発協力を実施するための必要なアクションについて、ガイダンスノート「ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進」を作成支援	頂いた御指摘を踏まえて反映しました。

	に生かしている。	
--	----------	--

⑮ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題3について

1	優先課題3について、スマートシティの推進における科学技術研究への支出削減の影響や移民の取扱いを示すべき。	科学技術研究への支出削減の影響については、頂いた御意見を踏まえて加筆しました。その他については、今後の取組の参考とさせていただきます
2	優先課題3について、自然環境への配慮やその取組、観光関連災害への対応、業務スリム化やコロナ禍による観光業への影響への対策を明記すべき。	頂いた御指摘を踏まえ、追記しました。
3	p59について、赤字の追記を提案する。 日本は、従前から（中略）社会全体の変容が不可欠である。特に、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。STEM分野やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップを縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が求められる。また、デジタル化社会到来の中で、デジタル・デバイドを防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取組が求められる。さらに、AIの情報リソースとなる蓄積された過去のデータやアルゴリズムに含まれるジェンダー・バイアスを認識する必要がある。	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。

⑯ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題4について

1	優先課題4について、国内での国土強靱化対策はまだ十分ではなく、更なるインフラ投資推進を明記すべき。また、ハードインフラ整備に関する数値目標や現状を記載願いたい。	現行の国土強靱化基本計画（2018年12月閣議決定）において、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進していく方針であり、頂いたインフラ投資推進含め国土強靱化対策を推進してまいります。 また、国土強靱化基本計画は各分野の推進方針を示したものであり、数値目標等を示すものではありません。
2	東日本大震災をはじめとした大規模災害において、脆弱な立場	現行の国土強靱化基本計画

	<p>にある人々（女性、障がい者、外国人等）や子どもに配慮をした対策が必要であることは浮き彫りになってきているが、優先課題4（1）においては言及がない。現在、2014年に制定された「国家強靱化基本計画」の見直しが予定されているが、脆弱な立場にある人や子どもに配慮をした対応策や計画の包摂性の担保が必要である点を明記すべき。</p>	<p>（2018年12月閣議決定）において、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、「女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること」としております。</p>
3	<p>p64について、赤字の追記を提案する。</p> <p>日本は、過去の幾多の災害の経験を踏まえ、国内では、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。仙台防災枠組 2015-2030」では、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが、ナショナル・レジリエンスの実現にとって必須である。非常時には、固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化されることから、平常時からあらゆる施策の中に、ジェンダー平等の視点を含めることが肝要であり、日本においても「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、様々な取組が進められている。また、新型コロナウイルス感染拡大下における避難所運営等における感染症対策の取組にもジェンダーの視点が反映されることが重要である。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、「国内の課題と取組」の中に趣旨を反映しました。</p>
4	<p>p66について、赤字の追記を提案する。</p> <p>こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、（中略）政府は今後も、世界の成長や貧困、格差、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントなどの開発課題の解決のため、環境社会配慮の統合を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を（以下略）</p>	<p>頂いた御指摘を踏まえ、可能な限り反映を行いました。</p>
5	<p>p68について、「12のフロントランナー候補都市（FC都市）と13のモデル都市、合計25の参加都市を支援した。」という箇所は「・・・において、12のフロントランナー候補都市<del>（FC都市）</del>と12のモデル都市、合計24の参加都市を支援した。」に修正すべき。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、一部修正しました。</p>

⑰ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題5について

1	<p>優先課題5について、「食品ロスの削減」と「みどりの食料システム戦略」について項目が立てられているが、国連において持続的な食料システムの実現が喫緊の優先課題となっていることから、日本においても独立した優先課題として位置づけるべき。</p>	<p>VNRに記載している8つの優先課題は、SDGs実施指針改定版に掲げられている優先課題となっています。今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。</p>
2	<p>優先課題5の(2050年カーボンニュートラルの実現)について、2021年4月22日に菅義偉内閣総理大臣が2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)を表明した点についても触れること。さらに、「<b>2050年カーボンニュートラルに向け、産業構造やライフスタイルの転換が必要であり、このため幅広い議論と社会全体としての対応が重要である</b>」を加えること。</p>	<p>2030年度の温室効果ガス46%削減目標について、頂いた御意見を踏まえ、(2050年カーボンニュートラルの実現)の中に反映しました。また、ライフスタイルの転換について、御指摘の記載は同じP.73の「国・地方脱炭素実現会議」における取組の中に含まれるものと考えております。</p> <p>(参考)</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/006_03_02_01.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/006_03_02_01.pdf</a></p>
3	<p>優先課題5について、脱炭素化を含む取組については、原料調達や他国での生産・取引、貧困層や地域への経済的支援など多岐に及ぶことに触れるべき。また、住宅や業務用ビルのCO2削減目標を強化すべき。</p>	<p>住宅・建築物における省エネ対策の強化のあり方について、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同での検討会を今年4月に立ち上げ、有識者等の皆様に議論いただいているところであり、住宅・建築物の削減目標の見直しについては検討会の議論も踏まえて検討してまいります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の参考として検討させていただきます。</p>
4	<p>優先課題5の(エシカル消費の普及啓発)について、啓発イベントをやってどのような効果があり、現在取り組んでいるものはどれくらい効果が出せると考えているのか。また、パンフレ</p>	<p>消費者庁では、定期的にエシカル消費に関する消費者の意識調査を実施しており、エシカル</p>

	<p>ットや教材の作成は何を参考にしたか、これまでの活動とはどのような点が異なっているのか。</p>	<p>消費への興味度は 2016 年に比べ 2019 年度は大幅に増加しております。一方で、エシカル消費を実践している人の割合は、興味度と比較して小幅な増加にとどまっていることも踏まえ、2020 年度には、有識者の御意見も参考に、より具体的な行動を促す観点から、パンフレット等の教材作成に取り組みました。</p>
5	<p>優先課題5の（みどりの食料システム戦略）について、環境負荷軽減よりも、有機農業の推進に注力いただきたい。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>p71 に「エネルギーの地産地消やレジリエントな地域の構築を進めながら、地域における温室効果ガスの大幅削減を図っている」という記述があるが、「レジリエントな地域」とはどのような地域を示しているのか。</p>	<p>レジリエントな地域とは、災害・停電時に避難施設等へのエネルギー供給が可能であり、感染症対策も併せた防災体制を構築している地域を示しております。</p>
7	<p>p72 について、赤字の追記を提案する。  <b>国と地方自治体が連携して</b>、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、（以下略）</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、追記しました。</p>
8	<p>p72 について、赤字の追記を提案する。  （エシカル消費の普及啓発）  持続可能な社会を実現するためには、消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、<b>女性の参加に基づく</b>地域の活性化や雇用等も含む（以下略）</p>	<p>御指摘の女性参加を始め、様々な観点からの地域の活性化が含まれているため、原案どおりとさせていただきますと考えます。</p>
9	<p>p72 について、赤字の追記を提案する。  （食品ロス削減の推進）  日本の食品ロスの量は、年間 612 万トン（2017 年度）と推計されており、その内訳としては、家庭系・事業系の双方から、ほぼ同量が発生している。食品ロスの削減に向けて、政府、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が<b>決定に参画し</b>、それぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくことが重要である。</p>	<p>「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」については、多様な主体の代表の皆様に参画頂いた「食品ロス削減推進会議」において案を作成いただきました。また、食品ロスの削減の推進に関する法律においては、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされる</p>

		<p>とともに、「国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」とされていることから、関係者の役割を法律に基づき明確にするため、原案どおりとさせていただきたいと考えます。引き続き、施策の決定に当たっては、様々な皆様の御意見を踏まえつつ進めてまいります。</p>
--	--	---

⑩（３） 8つの優先課題と主な取組：優先課題6について

1	<p>優先課題6について、<b>生物多様性</b>国家戦略の評価や事例を引用しながら、生物多様性保全の取組の事例も記載し、SATOYAMA イニシアチブの先進事例を記載すべき。その他、有機農業（自然農法）の推進や教育機関における環境教育の推進を実施願いたい。</p>	<p>頂いた御意見を元に先進事例を追記しました。また、有機農業について頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。加えて、教育機関における環境教育の推進については、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境保全について理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。</p>
2	<p>優先課題6の持続可能な森林経営について、林業施業において生態系サービスや生物多様性の影響について配慮するとともに、そのモニタリングを実施していく必要があるという点についても言及すべき。</p>	<p>生態系サービス等への配慮については、「森林の多面的機能の持続的な発揮を確保」することに含有されているため、原案のままさせていただきます。モニタリングの実施については御意見を踏まえ、追記しております。</p>
3	<p>優先課題6の【事例】山陽女子中学校・高等学校地歴部は、国内の事例報告であり、(1)国内の課題と取組の中の、海洋保全、海洋プラスチックごみ対策の部分（p76）に入れるべき。</p>	<p>海洋プラスチックごみは地球規模の課題でもあることから、現在の場所に記載しています。</p>

4	<p>p77について、赤字の追記を提案する。</p> <p>このため、資源の循環利用に向けた林業の成長産業化、<b>女性林業者の参入・定着を促進</b>、林業経営に適さない森林における公的管理等を推進している。</p>	<p>女性林業者の参入・定着の促進についても重要な事項と認識しておりますが、該当の箇所については、森林の環境の保全に向けた総論的な事項を記載することとしているため、原案のままとさせていただきます。御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---	---	--

⑭（３）８つの優先課題と主な取組：優先課題７について

1	<p>優先課題７について、日本はDVやGAVの法整備が遅れており、他国と比較して改善すべき点を示すべき。また、難民の記載は、日本の難民認定や収容所での扱いを明記した上で行ってほしいです。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>優先課題７の（子供の安全）について、学校・職場でのHSP3気質を持つ人（Highly Sensitive Person）への配慮を求める。また、「子どもが暴力を受けない権利」など、「安全」にとどまらない、包括的な記述にすることを検討願いたい。</p>	<p>御指摘の記述については、子どもの安全を確保することが重要という目的の下記載しており、具体的に実施している取組がより明確になるように記載しました。</p>
3	<p>優先課題７の（女性に対するあらゆる暴力の根絶）について、緊急避妊薬に関する正しい知識啓発やジェンダーの多様性を考慮した包摂的な性教育の普及を求める。</p>	<p>「第５次男女共同参画基本計画」において、「予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。(略) また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する」と</p>

		しており、引き続き関係する取組を進めていきます。
4	<p>p80について、赤字の追記を提案する。</p> <p>また、日本国内においても、子供や女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻な情勢が続くなど、犯罪に対して不安を抱く人が少なくない。人権が保障され、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、それぞれの地域における取組も重要である。</p>	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
5	<p>p81について、赤字の追記を提案する。</p> <p>(女性に対するあらゆる暴力の根絶)</p> <p>性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の形も一層多様化している。2019年6月には、(以下略)</p>	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
6	<p>p82について、赤字の追記を提案する。</p> <p>また、2020年6月には(中略)関係府省が連携して取組を推進している。さらに、DV等による性暴力被害者支援強化のため、DV相談プラスの実施や支援に重要な役割を果たしている民間シェルター等の先進的取組の支援をしている。</p>	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。
7	<p>p83について、赤字の追記・修正を提案する。</p> <p>(子どもの安全)</p> <p>日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ」(GPEVAC)に参加し、子どもに対する暴力の撤廃に向けて取り組む「パスファインディング国」として、GPEVACの活動に積極的に関与している。特に、2019年以降は、政府・NGO・民間企業・専門家・国際機関により構成される「子どもに対する暴力撤廃円卓会議・ワーキング・グループ会議」を設置し、「子どもに対する暴力撤廃国別行動計画」をマルチステークホルダーにて検討・策定し実質的な取り組みを進めている。省庁横断・マルチステークホルダーのプロセスを立ち上げ、国内行動計画を策定中である。策定にあたっては、子ども自身が意見を投じる機会も設けた。策定後は、暴力撤廃に向けた取り組みを子どもの参加を得て確実に実施すること、進捗状況をモニタリングする仕組みを構築することが求められる。</p> <p>また、国際機関、(中略)「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を設立した。開発途上国における</p>	御指摘の記載ぶりについては、政府で一般的に使用している記載方法に基づいて記載しています。頂いた御指摘を踏まえ、加筆しました。

	<p>サステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を設立した、2020年10月から児童労働フリーゾーン設立に向けたパイロット活動を JICA の事業を通じて行っている。さらに、「児童労働撤廃国際年」(2021年)の実施を主導しているILOの呼びかけに応じて、2021年12月までに達成可能な具体的な行動(2021アクション・プレッジ)として厚生労働省が日本を含むアジア地域の児童労働撤廃に向けた取り組みを行うことを表明した。</p>	
--	---	--

⑳ (3) 8つの優先課題と主な取組：優先課題8について

1	<p>優先課題8のSDGsを通じた連携について、「会社が成長する程SDGsが同時に達成される」という会社に対する創業期の資金援助を行って頂きたい。</p>	<p>今後の実施の段階において、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
---	---	--

(4) 6章 各目標の達成状況について(別添の指標を含む。)

1	<p>全目標に共通してデータは性別データを示すべき。</p>	<p>男女別の集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、可能な限り男女別データを掲載するよう努めております。</p>
2	<p>目標ごとの達成状況の記載については、全体像の記載のレビューと課題の記載が必要であると考え。また、分野横断的取組の記載がない。</p>	<p>SDGsの目標毎に記載するという構成にしておりますが、ジェンダーを始め、複数の課題に関わる内容については、可能な限り取り入れるようにしています。また、全体像や課題についても、可能な限り記載するよう努めました。</p>
3	<p>「6. 各目標の達成状況」の「(1) 政府による進捗評価」について、OECDによる分析も盛り込むべき。同分析によれば、優先課題に含まれているジェンダー平等(目標5)への取組が一番遅れており、なぜ遅れているかとの分析、対策を追加すべき。</p>	<p>SDGsの進捗については様々な国際機関やシンクタンク等が報告書を公表しているところ、今後ともそれら報告書を参考にしながら取組を進めていきます。後段については、頂いた御意見を踏まえ、追記しました。</p>

① 目標1について

提出意見の概要	考え方
---------	-----

1	「ターゲット 1.2 : 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」という明確な達成目標について、最新の相対的貧困率を明記願いたい。そのうえで、すべての個人の所得向上につながる更なる取り組みが必要であることを加筆願いたい。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	世界の貧困層、脆弱な状況に置かれた人々に対する支援につき、貧困削減に焦点を当てた ODA 贈与の合計額について明記されているが、加えてターゲット 17.2 の「開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% とし、また GNI 比 0.15~0.20%の ODA を後発開発途上国に供与する」という達成目標について、最新のデータと達成に向けた道筋について加筆願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、最新のデータを「目標 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に掲載しました。また、達成に向けた道筋については、現下の財政状況に鑑みて、現時点においてその達成の目途を具体的に示すことは困難ですが、当該目標を念頭に、厳しい財政状況も十分踏まえつつ、国民に支持される ODA 政策を推進すべく必要な努力をしていく考えです。
3	グローバル指標の「1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別）」を明記願いたい。	本指標は、現時点で提供可能なデータが確認できておりません。引き続き、検討を進めてまいります。
4	「ひとり親家庭の貧困」については、かなり以前より問題視されてきているはずであり、同様の認識が p93 にも示されているが「ひとり親家庭の貧困」に特化した指標に触れられていない。「ひとり親家庭」に特化した対策に言及するべきではないか。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	本セクションでは国際的に見て最も高いと指摘されている日本の高齢者の貧困率についても言及してはどうか。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	単親家庭、特にシングルマザーの抱える生活苦について取り上げるべき。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	表 7 に女性のひとり親世帯のデータを追記願いたい。また、生活保護の被保護者数の性別データを示すべき。	前半部分については、頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。後半部分については、被保護者の性別は毎年 7 月末日時

		<p>点の調査しか行っていないため、2015年3月分や2020年12月分についてお示しすることができません。</p>
--	--	--

② 目標2について

	提出意見の概要	考え方
1	<p>VNRは、貧困層に対する栄養改善の取組に比重を置いているが、食料安全保障にかかる記載を追加し、「わが国の食料自給率の向上や国内生産の増大に向けた生産基盤の確保、あらゆる事態にも安定供給可能な強靱なサプライチェーンの構築など食料安全保障の確立」にかかる取組としていただきたい。</p>	<p>食料を安定して供給することは国家の最も基本的な責務の一つであり、生産基盤を強化し、食料自給率の向上に努めることは極めて重要であると考えております。頂いた御意見の趣旨を踏まえつつ、追記いたしました。</p>
2	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、子どもの食の保障として学校給食の必要性が再確認されている現状も受けて、学校給食の無償化や（休校時や長期休暇中の）家庭への食の提供などの取り組みが必要であることを加筆願いたい。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>12月に日本政府が開催する栄養サミットについて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて深刻な事態に陥っている世界の紛争・脆弱国および貧困国における重度急性栄養不良および慢性的栄養不良の状況を踏まえ、各国政府の資金および政策的なコミットメントの動員と、日本政府としての世界の栄養不良に対する取組へのコミットメントについて加筆願いたい。</p>	<p>目標2の最終段落に、日本政府としてのコミットメントについて、加筆しました。</p> <p>「日本政府としての世界の栄養不良に対する取組へのコミットメント」に関連する対応として、健康的で持続可能な食環境づくりの推進は国内外ともに重要との認識の下、「成長戦略フォローアップ2020」にも示されたとおり、そうした食環境づくりの推進について、栄養サミットのコミットメントとすることなどを検討していく旨を追記しました。また、各国政府のコミットメントの動員については、世界の食料問題の改善を通じ栄養改善につなげるよう国際協力を行い、加えて各</p>

		<p>国が国際的な栄養改善のための資金及び支援方針等にかかるコミットメントを作成するよう働きかけていくことなどを検討していく旨を追記しました。</p>
4	<p>日本の低い食料自給率とそれに対する取組についても言及してはどうか。飢餓については、子供の飢餓もさることながら、高齢者の飢餓も問題になっているため、子供と同様に取り上げるべき。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、「食料自給率の向上」を追記しました。また、栄養政策について、子供、高齢者を含め、全てのライフステージを対象とした取組を行っていく旨も追記しております。</p>

③ 目標3について

	提出意見の概要	考え方
1	<p>自殺率、交通事故が取り上げられているが、たばこ問題を取り上げない理由如何。喫煙率の高まりや、受動喫煙対策のさらなる強化の必要性などに言及し、政府の決意を国際的に示すべき。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて追記しました。</p>
2	<p>Indicator 3.3.5 「NTDs に対して介入を必要としている人々の数」のデータソース如何。また、前回 VNR 報告の 2017 年以降はデータがアップデートされていないのか。日本国内でも neglect されているこれらの疾患に対して、SDGs 達成のためにどのような取組をするのか。</p>	<p>データにつきまして、グローバル指標の作成方法の下記 HP に掲載されております。また、御指摘に関しましては今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal3.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal3.html</a></p>

3	<p>VNR 全体を通じて COVID-19 に言及されているが、本セクションで COVID-19 とその対応に関するまとまった情報を記載してはどうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により生じる課題や感染症への対応策は、社会全体に及んでおり、目標3（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する）の中のみにおいて、関係の記載をまとめることは困難。まさにコロナにより生じる課題は様々であり、目標ごとの関係する箇所に必要な記載をしている現在の構成が望ましいと考えますが、頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>健康に影響を及ぼす汚染、特に大気汚染を減らすための努力についても言及してはどうか。</p>	<p>頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>2030年までに、世界の妊産婦死亡率を10万人当たり70人未満に削減するという目標に向け、成果がなかなか現れない中でどのように日本が貢献すべきか。特に最近、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツを推進する国際機関への拠出が日本のみならず世界で減っている中でビジョンを示すべき。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>SDG3.7について、以下のデータを含めて記述願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本における性的知識の年齢別普及度（小学生から大人に至るまでの統計情報）の調査</li> <li>(2) 現在、義務教育で提供している性教育の詳細な内容の公開と把握</li> <li>(3) 障害をもつ子どもなど、性被害に遭いやすい子どもへの性教育の内容と対策</li> <li>(4) 日本における緊急避妊薬を含めた避妊薬・具へのアクセスおよび国民がそのアクセス状況に満足しているかどうかの把握</li> <li>(5) 外国人実習生の妊娠・出産の実態と対策・保護</li> </ul>	<p>SDG グローバル指標の在り方については、国際的な検討の場で議論が随時行われているところです。ターゲット3.7の指標についても、動向を注視してまいります。なお、頂いた御意見のうち(2)及び(3)につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。また、(5)につきましては、事業主が婚姻、妊娠、出産等を理由として女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることや、技能実習生の私生活の自由を不当に制限することは、雇用</p>

		<p>の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第九条第三項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第四十八条の規定に基づき禁止されており、監理団体、実習実施者、技能実習生向けに周知用のリーフレットを作成しています。頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
--	--	--

④ 目標4について

提出意見の概要		考え方
1	<p>外国籍の児童・生徒のうち、約16%が小学校・中学校に通えていない不就学状態であり、成人の外国人労働者・住民も日本語の読み書きに苦労している。公立中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）は、2020年10月末時点では、10都府県に34校しか設置されておらず、国による「外国人就労・定着支援研修」に参加できたのは、17都道府県の4,200人程である。ゆえに、4.1、4.6における「誰一人取り残さない」施策の拡充が求められることが明記されるべき。（同旨複数）</p>	<p>御指摘のとおり、外国人児童生徒に対する支援は大変重要であり政府としても様々な取組を行っておりますので、46ページ「ダイバーシティ・バリアフリーの推進」の項目に外国人児童生徒に対する支援や夜間中学校の設置について記載をしました。</p>
2	<p>文科省の推進する「インクルーシブ教育システム」は、特別支援教育の目的規定を従来の「障害による学習上又は生活上の困難を克服」とし、障害者権利条約の趣旨に沿っていない文言を維持しており、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととするインクルーシブ教育制度実現のために法制度を改革の必要性が明記されるべき。（同旨複数）</p>	<p>障害者の権利に関する条約のgeneral education systemの内容には、各国の教育行政により提供される公教育や特別支援学校等での教育も含まれており、必ずしも地域の学校及び学級に通うことを目指すものではありません。文科省が推進する障害による学習上又は生活上の困難の克服を目指した特別支援教育の推進は当該条約の理念に基づくものです。</p>
3	<p>教員及び保護者自身のジェンダー意識に基づく思い込み（偏見）に気づくためのジェンダー平等研修を提供することが必要</p>	<p>目標4の中の「(3)男女共同参画を推進する教育・学習の推</p>

	であることが明記されるべき。	進」において既に記載されております。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	教員の増員、常勤のスクールカウンセラーや相談員の全校配置をはじめとする、いじめ、体罰を根絶するための施策の改善・拡充が必要とされていることが明記されるべき。	頂いた御意見につきましては、82 ページ「子供の安全」の項目の中で記載されております。
5	初等、中等教育を受けられない子どもが 2 億 5800 万人も存在するという SDG4.1 の深刻な状況をふまえて、日本は基礎教育援助額を大幅に増額する必要がある。	SDG4 の達成を見据え、教育セクター全体を包括的に視野に入れた上で、途上国のニーズに応じた支援を行っているところです。
6	p99 において、「対象となっている住民税非課税世帯の大学進学率が押し上げられていることが分かった。文部科学省が 4 月 13 日に発表した推計によると、同世帯の 20 年度の進学率は 48～51%で、無償化開始前の 18 年度と比べて 7～11 ポイント上昇した。」を追加。	頂いた高等教育の修学支援新制度に関する記載は、8 ページの「教育の無償化・負担軽減に向けた取組」の項目の中で既に記載されており、頂いた意見を踏まえ、50 ページの（次世代の教育振興・あらゆる人々の教育機会の確保）にも追記させていただきました。新制度導入の効果については、引き続き丁寧に分析していく必要があると考えております。
7	（3）男女共同参画を推進する教育・学習の推進について、以下の内容を追加する。 学校におけるジェンダーに関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）や「隠れたカリキュラム」を可視化し、教師の男女比、教室の発言や期待、能力に対する誤った認識、生徒会や授業中の分担などの場面に見られる性役割や性別に基づいた偏った考え方を見直す取り組みを強化する。 また、ユネスコが推進している包括的性教育を学校教育の場に導入するとともに、指導的立場にある教員を含め、教員自身のジェンダー意識に基づく思い込み（偏見）に気づく研修を提供する。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、既に「男女共同参画を推進する教育・学習の推進」の中で記載の「教員研修プログラム」を通じて、教員が固定性別役割分担意識にとらわれずに児童生徒のキャリア形成を支援し、教員自らがジェンダーの視点から再考ができるよう、無意識の偏見等についての気づきを促し、男女共同参画を推進する意識の醸成を目指した研修プログラム開発

		を行うなど、様々な取組を行っております。
8	現在の指標は、ジェンダーに関する指標のみになっている。標記ターゲットで明記しているように、脆弱層のあらゆるレベルの教育へのアクセス調査をきちんと実施する必要がある。生涯学習参加に関するデータはすでにあるので、それを脆弱層としてわかる項目立て（障害者、先住民族、外国人など）をし、誰が参加して、誰ができていないのか、を調査して公表すべき。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	ターゲット 4.6 も日本における機能的識字の定義（指標）を作成し、調査すべき。第6回国際成人教育会議（CONFINTEA6）中間総括会議の成果文書にも、あらゆる文脈での識字能力を測る必要性が書かれている。例えば、5%値引きがわかる、消費税の計算ができる、取扱説明書を見ながらできる、契約書の理解など、機能的識字をきちんと定義し、国籍に関わらず、調査することを提案する。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	「高等教育は、国の競争力を高める原動力でもある」、とあるが、文科省の文書にもあるように、「大学は将来の全人格的な発展の基礎を培うためのものであり、技能や知識の習得のみを目的とするのではない」ことを前提とするべき。SDGs では競争ではなく、協力、共生を重視しており、VNR でも大学教育の目的を明確にすべき。	頂いた御意見を踏まえて、目標 4 「(1)教育の無償化・負担軽減に向けた取組」の中で、高等教育の目的について記載を明確にしました。
11	教育費の家計負担を減らし、教員の増員と労働環境の改善を図るために、公共教育支出を大幅に増額することを提案する。さらに、「誰一人取り残さない」理念の実現のために、無償化の対象として排除されている外国人学校や民族学校についても、無償化支援の対象として位置付けるべき。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	ESD は学習指導要領に明記されたが、ESD を含む SDG4.7 についての指標は定められていない。ESD の指標づくりについては、専門家と共に、実践者である NGO/NPO の意見を聞くことを求める。ESD の定性的・定量的評価については、第三者機関を交えて、行うことを明記すべき。	ESD の実施に関する点検・評価については、第2期 ESD 国内実施計画にも記載がありますように、多様なステークホルダーから定期的に意見を聞きながら行うこととしています。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、『子育てや教育にお金がかかり過ぎるから』が最大の理由となっており、とあるが、根拠となるデータの出典とその背景を詳細に	頂いた御意見を踏まえて、記載を修正しました。

	明記すべき。子育てや教育にお金がかかることは、個人の責任ではなく、国の政策の問題ではないか。また、子どもを持つもたないの背景には様々な理由があり、このように単純化することで、誤解を招く恐れがあると考え。さらに、「また、幼児教育は・・・」の文章が前半と関連していないので、説明を加えるべき。	
14	国の学習費調査などからも明らかであるように、学習費における支援額と実費額の差が未だ埋まらない現状を受けて、義務教育課程における完全無償化、また、高等学校等における給付型支援の強化などが必要であることを加筆願いたい。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進が含まれているのは評価できる。同様に、性教育についてもどのような教育が行われているのが中身の精査も含めて記述願いたい。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	成果目標の動向において、都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を、また、女性が教育委員会に占める割合を示すべき。	頂いた御意見につきましては、都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数については、既に記載のある通りです。
17	高等教育の分野別性別データ、特に STEM 分野の女性人材育成を示すデータを加える。	御提案を踏まえて、優先課題3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーションにおいて、STEM分野の女性人材育成について追記しました。
18	(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の推進において、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿ったジェンダーやSRHRについて学べる機会を導入する。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑤ 目標5について

	提出意見の概要	考え方
1	目標5は日本の取り組みのなかで達成度が最も低い目標のひとつで、多くの課題が残っている。特に取組が遅れている女性国会議員の人数(指標5.5.1)、家事・子育てなど無賃労働時間の男女差(指標5.4.1)についてはレビューでその原因と改善に向けた具体的な対策を示すべき。また、ジェンダー・ギャップ指数が低い一番の原因となっている女性の政治参加について法律と政策の効果の評価をレビューに入れるべき。	5. 国内のSDGs推進体制・主な取組」の「(3)8つの優先課題と主な取組」において記載しています。また、毎年「男女共同参画白書」をはじめ、様々な場面で必要な分析等を行っております。
2	目標5に関するレビューでは、「女性の活躍が進むことは、～あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。」と書かれて	頂いた御指摘を踏まえて反映しました。

	いるが、女性の活躍ではなく、『ジェンダー平等が進むことは』と書き改めていただきたい。	
3	「無償のケアワークの分担（ターゲット 5.4）」、「意思決定への参加（ターゲット 5.5）」、「性と生殖に関する健康と権利（ターゲット 5.6）」に関するレビューを加えるべき。（同旨多数）	頂いた御意見は非常に重要であると認識しており、毎年の「男女共同参画白書」をはじめ、様々な場面で必要な分析等を行っております。
4	「女性に対する暴力」については、「優先課題 7 平和と安全・安心社会の実現」に記載されているが（81 ページ）、目標 5 または目標 16 の中でも記載願いたい。紛争地や被災地等での暴力だけでなく、日常生活の上でのジェンダーに基づく暴力という観点から取り組む必要がある。（同旨多数）	「女性に対する暴力」については、目標 5 において、DV や性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、第 5 次男女共同参画計画お着実に推進する旨記載しております。
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う Target 5. a の結果を示すべき。	ターゲット 5. a のグローバル指標としては以下の 2 指標が設定されていますが、現時点において、このようなデータの存在は確認されておりません。 5. a. 1 (a) 農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合（性別ごと） (b) 農地所有者又は権利者における女性の割合（所有条件別） 5. a. 2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合

⑥ 目標 6 について

提出意見の概要		考え方
1	アジア水環境パートナーシップ（WEPA）のような国際協力の取組についても言及してはどうか。	国際協力については、優先課題 4 に記載されているとともに、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）の取組については「SDGs アクションプラン 2021」に記載しています。頂い

	た御意見については、今後の参考にさせていただきます。
--	----------------------------

⑦ 目標7について

提出意見の概要		考え方
1	カーボンニュートラル達成にむけ、石炭火力発電所を段階的に廃止するべき。	カーボンニュートラルの実現のため、国内の石炭火力については安定供給を大前提に、発電比率をできる限り引き下げていくことを基本としています。このため、2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトを着実に進めるとともに、2050年に向けては、水素・アンモニアやCCUS等を活用することで脱炭素型の火力に置き換えていく取組を促進していきます。

⑧ 目標8について

提出意見の概要		考え方
1	コロナ禍により、学校閉鎖が行われ、児童労働のリスクが高まっているなか、児童労働の予防と撤廃のために日本政府が行ってきた取組を記載すべき。	御指摘の取組については、「8つの優先課題と主な取組」の中に記載しています。
2	<p>以下の内容を追記する。</p> <p>Target 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。</p> <p>Indicator 8.7.1 児童労働者（5～17歳）の割合と数（性別、年齢別）</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>定義： 児童労働者（5～17歳）の割合と数（性別、年齢別）の数は不明であるため、類似として最悪の形態の児童労働を含む児童労働に該当すると考えられる①年少者に関する労働基準関係法令の違反状況、および②児童買春、児童ポルノ、人身取引事犯の被害者数を使用する。</p>	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

年少者に関する労働基準法関係法令の違反状況（事業場数）				
	2014年	2015年	2016年	2017年
2018年				
労働時間（第32条）	100	111	81	118
87				
休日（第35条）	11	7	6	7
---				
最低年齢（第56条）	21	16	19	12
12				
深夜業（第61条）	120	138	117	111
104				
就業制限（第62条）	39	25	21	14
23				
違反事業場数（合計）	291	297	244	262
226				
出典：労働基準監督年報（各年）				
児童買春、児童ポルノ、人身取引事犯の被害者数				
				2014年
2015年	2016年	2017年	2018年	
児童買春事犯などの被害者人数	1,745	1,814	1,823	
1,715	1,754			
児童ポルノ事犯の被害者人数		905	1,313	
1,216	1,276	1,559		
人身取引事犯の被害者人数		49	46	
42	25	44		
出典：警察庁令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（2020年）				
注：被害者は20歳未満の数				

	<p>Ⅱ. 児童売買等選択議定書</p> <p>21. 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移 (2011～2015年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2011年</th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童福祉法(淫行)</td> <td>332</td> <td>313</td> <td>332</td> <td>319</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>売春防止法</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>22</td> <td>34</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>青少年保護育成条例 (淫らな性行為等)</td> <td>1,077</td> <td>965</td> <td>1,067</td> <td>1,045</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>児童買春・児童ポルノ禁止法</td> <td>1,678</td> <td>1,847</td> <td>1,893</td> <td>1,967</td> <td>2,113</td> </tr> <tr> <td>児童買春</td> <td>662</td> <td>579</td> <td>641</td> <td>587</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>  うち出会い系サイト利用に係るもの</td> <td>207</td> <td>195</td> <td>112</td> <td>122</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>  うちテレホンクラブ営業に係るもの</td> <td>54</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>児童ポルノ</td> <td>1,016</td> <td>1,268</td> <td>1,252</td> <td>1,380</td> <td>1,483</td> </tr> <tr> <td>  うちインターネット利用に係るもの</td> <td>725</td> <td>954</td> <td>978</td> <td>1,097</td> <td>1,104</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童買春・児童ポルノ禁止法違反による2015年中の検挙状況(送致件数・人員)については、2,666件、2,113人である。児童買春事件については728件、630人、児童ポルノ事件については1,938件、1,483人であり、児童ポルノ事件のうちインターネット関連事犯が1,580件で全体の81.5%を占める。]</p> <p>(27④)</p>	年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	区分						児童福祉法(淫行)	332	313	332	319	309	売春防止法	35	36	22	34	36	青少年保護育成条例 (淫らな性行為等)	1,077	965	1,067	1,045	979	児童買春・児童ポルノ禁止法	1,678	1,847	1,893	1,967	2,113	児童買春	662	579	641	587	630	うち出会い系サイト利用に係るもの	207	195	112	122	74	うちテレホンクラブ営業に係るもの	54	27	32	1	-	児童ポルノ	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483	うちインターネット利用に係るもの	725	954	978	1,097	1,104	
年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年																																																															
区分																																																																				
児童福祉法(淫行)	332	313	332	319	309																																																															
売春防止法	35	36	22	34	36																																																															
青少年保護育成条例 (淫らな性行為等)	1,077	965	1,067	1,045	979																																																															
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,678	1,847	1,893	1,967	2,113																																																															
児童買春	662	579	641	587	630																																																															
うち出会い系サイト利用に係るもの	207	195	112	122	74																																																															
うちテレホンクラブ営業に係るもの	54	27	32	1	-																																																															
児童ポルノ	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483																																																															
うちインターネット利用に係るもの	725	954	978	1,097	1,104																																																															
3	<p>ターゲット 8.8 との関連で、技能実習生を含む外国人労働者の現状と課題をレビューすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「6. 各目標の達成状況」の目標 8 に記載しました。</p>																																																																		
4	<p>COVID-19 への対応として、テレワークなど、より柔軟な勤務形態が進みつつある現状にも言及してはどうか。SDG8 では、経済成長と環境悪化のデカップリングに関する目標 8.4 に取り組むべき。</p>	<p>テレワークの普及については、「8つの優先課題と主な取組」の中に記載しています。頂いた御意見については、今後の取組の参考にいたします。</p>																																																																		
5	<p>3つ表（有効求人倍率と完全失業率の推移、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の賃金カーブ、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の賃金の推移）の性別データを示すべき。</p>	<p>男女別の集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、可能な限り男女別データを掲載するよう努めております。</p>																																																																		

⑨ 目標 9 について

提出意見の概要		考え方
1	イノベーションについての記述とあわせて、低位安定が問題視されている労働生産性についても分析し、言及すべきではないか。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑩ 目標 10 について

提出意見の概要		考え方
1	Indicator 10.7.2 について。 「定義：この指標は、国内の移住政策の現状と、そのような政策が時間の経過とともにどのように変化するかを説明することを目的とする」ある。しかし、領域 4・5 について、政府の自己評価は、国内の移住政策ではなく、海外での移民・難民支援に尽力しているとして高く評価している。すなわち、日本の「難民鎖国」の状況が全く反映されていない。指標の定義に従って誠実に評価すべき。	自発的国家レビューにおける指標 10.7.2 に関する評価は、国内の移住政策について適切に評価していると考えておりますが、頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	相対的貧困率の記載部分は目標 1 に移動させたいうえで、所得格差の是正に向けた取組が必要であることについて加筆してください。その際、「(2) 円卓会議民間構成委員による進捗評価」を参考とし、パルマ比率の改善や所得再分配機能の強化などを盛り込んでください。	国連で合意されている SDG グローバル指標ではターゲット 10.2 の指標として相対的貧困率を用いているので目標 10 の中で記載しています。
3	指標 10.3.1 との関連で、ヘイトスピーチ解消法の趣旨とも関連づけ、ヘイトスピーチに関する現状と課題に関するレビューを加えてください。(同旨複数)	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
4	格差問題が取り上げられており、格差を表す代表的な指標である GINI 係数を用いた評価に言及してはどうか。(令和 2 年度の厚生労働白書によれば、所得再分配による GINI 係数は改善傾向が見受けられない。)	Gini 係数は 10.4.2 として公表しています。

⑪ 目標 11 について

提出意見の概要		考え方
1	p117 の 2 段落目の後に以下を追加。 その関連で、高齢者や障がい者などの「災害弱者」がより大きな被害を受けていることが度々指摘されている中、各市区町村は「避難行動要支援者名簿」および「個別計画」の整備を進めている。 一方、防災計画を策定する「防災会議」の委員について、女性の割合(2020 年度)が都道府県では 16.1%、市町村レベルで	前段部分の「その関連で、・・・進めている。」については、避難行動要支援者名簿と個別避難計画は SDGs の指標とされていないため反映を見送りました。目標 11 において、防災基本計画と地域防災計画は、指標であ

	は 8.8%にとどまっております、また市町村防災会議の 20% (348/1,741) では女性が登用されていない。	る一方、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、防災会議委員の女性割合は、目標 11 の指標となっております。また、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、防災会議の女性委員割合は、目標 11 の進捗を評価する指標として適切であるか否かについてこれまで議論なされていないことから、記載しておりません。
2	前述されているような SDGs 未来都市、VLR の推進、地域循環型生態圏のコンセプトなど、持続可能な都市開発に対する国の支援についても言及してはどうか。また、再生可能エネルギー導入の促進と気候変動対策によるコベネフィットを生み出す努力や進展も含めてはどうか。	「政府による進捗評価」では、ゴール毎の進捗を記載しており、具体的な取組については「8つの優先課題と主な取組」の中に記載しています。

⑫ 目標 12 について

	提出意見の概要	考え方
1	目標 8 と同様に、目標 12 においても重要な指標が「現在、提供できるデータはありません」となっている。「ビジネスと人権に関する行動計画 (2020 -2025)」を策定したこともあり、特に 2 つの指標 (12.6.1 と 12.7.1) および関連する指標 (4.7.1) について取り組みと進捗を報告すべき。	いずれの指標についても現時点でデータが確認できておりません。引き続き、検討を進めてまいります。
2	食品廃棄物の議論に限定せず、日本の効率的な廃棄物収集と管理システム、および循環型経済を実現するための努力についても言及してはどうか。	廃棄物収集・管理システムや循環経済に関連する「循環型社会」を優先課題 5 に据えるとともに、「SDGs アクションプラン 2020」に、循環型社会の構築に係る取組が含まれています。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
3	パリ協定に掲げられている 1.5°C 目標を達成するために不可欠な消費と生産パターンの変化などにも言及してはどうか。化石燃料への補助金の段階的廃止について言及すべき。	優先課題 5 に消費者志向経営の推進に係る取組が含まれています。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑬ 目標 13 について

提出意見の概要		考え方
1	CO2に加え、他の温室効果ガスの対策評価が必要。	地球温暖化対策計画において、
2	ターゲット 13.2 に関連し、日本は国が決定する貢献（NDC）や長期低排出発展戦略等を国連気候変動枠組条約事務局に提出済だが、気候変動による被害を防ぐためには、CO2 だけでなく全温室効果ガスの削減が必要であることから、グローバル指標 13.2.2 の通り、CO2 のみならず全温室効果ガス排出量の傾向と対策効果を考慮・評価願いたい。可能ならば、COVID-19 によってテレワーク導入等の変化が生じているが、温室効果ガスの排出傾向や削減策にどのような影響が予測されるかも加味すべき。	メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 4 ガスといった温室効果ガスの排出量実績、排出量目標とその対策評価についても扱っており、現在着手している地球温暖化対策計画の見直しの中で、これらについても議論されているところです。
3	SDGs「誰一人取り残さない」観点から、13.b に記載されているように、気候変動の影響に脆弱な国（後発開発途上国や小島嶼国）や国内外問わず脆弱なグループ（女性、若者、地方及び社会的に疎外されたコミュニティ等）に対する支援も評価に加味すべき。なお、COVID-19 によって失業や貧困といった社会の脆弱性が露わになっているため、気候変動へのレジリエンス強化において、COVID-19 がどのような影響を与えたのかも考慮願いたい。	「政府による進捗評価」では、日本の取組を念頭に記載を行っています。

⑭ 目標 14・15 について

提出意見の概要		考え方
1	生物多様性、森林、海洋等の環境保全部分の VNR を読むと、環境保全は私たちが環境に施している感覚が存在している。豊かな自然は私たちの社会及び将来世代を幸せにするという認識の普及を掲げ、人間は自然を構成する要素として自然への貢献もするし、自然からの恩恵も受けるという点を強調することによって、生物多様性国家戦略の内容が生きてくると考える。	頂いた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
2	p217 に 14.5 の海洋保護区の指標があるが、海洋保護区に関する達成状況がなく、記載すべき。	ターゲット 14.5 の指標 14.5.1 海域に関する保護領域の範囲については、国連統計部から公表されている国レベルで SDGs の進捗状況を把握するためのハンドブックである e-handbook によると、「主要生物多様性地域（KBA）のうち、海洋

		<p>保護区になっている海域の割合」と定義されており、我が国では「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）のうち、海洋保護区になっている海域の割合」として達成状況を把握しています。</p> <p>なお、2021年5月現在、我が国の国家管轄権水域における海洋保護区の割合は、約13.3%です。</p>
3	<p>別添内には「生物多様性の観点から重要度の高い海域のうち海洋保護区になっている海域の割合(%) (2018年の数値)」が14%とされているが、本来の14.5は、「2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。」であり、必ずしも生物多様性の観点からの重要度のみを取り上げた海域を意図しているのではないと考えられる。あえて生物多様性の観点から重要度の高い海域を比較対象として選択しているのはどのような理由があるのか。</p>	<p>14.5.1の指標名は「海域に関する保護領域の範囲」とされていますが、国連の公表している指標の作成方法では「生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」となっており、指標15.1.2及び指標15.4.1と同様の指標として定義されております。</p>
4	<p>ターゲット15.9の達成状況が必要。ターゲット15.9の指標である「生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗」にJB03を引用し、日本が愛知目標を達成できなかったことを明記し、今後の定期レビューに向けた日本の目標達成までの道筋を表すべき。</p>	<p>ターゲット15.9の進捗状況を測定する指標15.9.1については、現時点で提供可能なデータが確認できておりません。引き続き、検討を進めてまいります。</p>
5	<p>国内の持続可能な漁業に関する目標の達成状況、特にターゲット14.4の達成状況が含まれていないのはなぜか。ターゲット14.4の指標を用いて、国内の持続可能な漁業の展開経過を算出することはできないのか。</p>	<p>当該ターゲットは指標14.4.1により評価されますが、この指標は国連農業機関(FAO)が各国からデータを収集し、算出・公表することとされています。</p> <p>我が国は2020年4月にデータを提供したところであり、現在、我が国における指標の公表に向けFAOと準備中の段階となっております。</p>
6	<p>海洋資源の保全および持続可能な利用についても記載すべき。例えば水産資源の持続可能性に向けて改正漁業法におけるTAC</p>	<p>海洋資源の保全及び持続可能な利用についても重要と認識</p>

	対象魚種の見直しなどについての進捗を記載することを提案する。	しておりますが、5章(3)「優先課題5」の(水産資源と持続可能な漁業の推進)において、改正漁業法に基づく新たな資源管理の推進に関して言及しているため、原案のままとさせていただきます。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	モーリシャスタンカー事故におけるサンゴ礁保全等に関する専門家の派遣について、他国での目標達成への貢献として記載すべき。	頂いた御意見を踏まえ、モーリシャスにおける油流出事故に関する記載を追記しました。
8	森林管理計画において、森林の適切な整備や保全だけでなく、適切な利用も重要だという点にも言及する必要がある。	御指摘を踏まえ、森林資源の利用、循環について追記いたしました。
9	目標15に関する評価が森林経営の観点からしか明記されておらず、他の観点からの評価にも言及する必要がある。	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	陸の生物多様性に関するデータやそれに対する評価を盛り込む必要がある。	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	日本は多くの食料、鉱物、木材等を輸入に頼っているにも関わらず、VNRでは国内の森林や生物多様性のみ注目している。日本における消費が、世界の陸域生態系にネガティブなインパクトを与えないための取組や、持続性に配慮した産物・製品が輸入されていることをモニタリングするシステムが必要。持続可能な森林と生物多様性に関する国際協力の取組について言及するとよいのではないか。	持続可能な森林及び生物多様性に関する国際協力の取組についても重要と認識しておりますが、5章(3)「優先課題6」等で言及しているため、原案のままとさせていただきます。頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑮ 目標16について

提出意見の概要		考え方
1	法務省民事局による「無戸籍者問題の解消のための法務省の取組」によれば、2019年6月現在、把握した無戸籍者の累計は2,407人であり、そのうち、解消された人数は1,577人、無戸籍者の人数は830人(うち成年者155人、未成年者675人)と	無戸籍解消のための取組を行っており、また、出生届がされず、戸籍に記載がない者であっても、法的な身分証明が全く提

	報告されている。グローバル指標の定義が「5歳以下」とあるため、日本政府による進捗報告では、「過去5年における出生届の件数を基とした子供の数のうち、出生届の件数の割合（2010年から2019年の（%））が100とされているが、上記の通り、日本においても「出生登録を含む法的な身分証明を提供する」というターゲット16.9に反している状況であるため、その旨を「自発的国家レビュー」に記載すべき。	供されないわけではなく、「出生登録を含む法的な身分証明を提供する」というターゲットに反しているとはいえないものと考えます。
2	日本の難民認定問題について記載すべき。	難民認定者数等については、指標10.7.4として今後公表予定です。
3	ターゲット16.10について、情報への公共アクセスが確保されていない状況であることを記載すべき。	日本には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）があり、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができます。 したがって、日本は情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択しているといえ、情報への公共アクセスが確保されている状況であるといえます。
4	体罰禁止の法定化はされたものの、心理的な罰が含まれていない課題、及び民法上の懲戒権が依然として残っているという課題を追記すべき。	児童虐待という課題について主な進展を記載しております。なお、政府においては、体罰を禁止する法改正を踏まえて、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催して「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」をとりまとめ、子どもの心を傷つける暴言等を含めて、体罰等によらない子育ての周知啓発を行っています。また、民法の懲戒権の規定については、児童虐待が社会問

		題になっている現状を踏まえ、令和元年7月から、法制審議会民法（親子法制）部会において、その見直しに向けて調査審議を行っています。
5	「包摂的な社会」という観点で、日本の民生委員・児童委員の活動は非常に貴重であり、本セクション、または目標1、2などで言及してはどうか。	頂いた御意見につきまして、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	女性に対する暴力のデータを示すべき。	指標5.2.1と指標5.2.2に公表しております。

⑩ 円卓会議民間構成員による進捗評価について

	提出意見の概要	考え方
1	コロナの先のSDGsへ向けてとして、「リモートワーク・ワークライフ・バランスの実現・ジェンダー平等・労働時間管理」などが列挙されているが、先に挙げたように政府が率先して、官僚のリモートワークを行っているか、閣僚や官僚のジェンダー平等が推進されているか、国会運営などによる労働時間の過剰を対応しているか、などまずは「隗より始めよ」で国内、国外に示すことだと思う。	頂いた御意見を踏まえ、「4）コロナの先のSDGsへ向けて」に加筆しました。
2	目標16の2項目目の表現について、以下のように修正する。 「刑務所などの刑事施設、入管収容施設、高齢者の施設や病院、精神科の閉鎖病棟等については、公共・民間を問わず、人権侵害や虐待が国連自由権規約に関する審査などにおいても課題となっている。」（同旨複数）	頂いた御意見を踏まえ、修正しました。
3	2017年VNRからの進捗に関して、企業、金融等の取組の進展が強調されているように見受けられる。市民社会の活躍をもう少し強調してもよいのではないか。	当該部分において市民社会は「ステイクホルダー」の重要な構成要素として認識されているとの判断に基づき、現在の表記を維持しています。
4	p135の5行目を「発電容量としては世界第6位」に要修正。	頂いた御意見を踏まえ、修正しました。
5	p137について、市民社会の14と15は別の目標なので、それぞれに対する課題を明記して欲しい。 また、「ポスト2020枠組み」は、「ポスト2020生物多様性枠組」と修正すべき。	円卓会議での議論では、関連する課題が目標14及び15のいずれにも関わるとの認識が共有されたため、現在の表記を維持しています。 なお、「ポスト2020枠組み」は、

		「ポスト2020生物多様性枠組」に修正しました。
6	p141の最終パラについて、赤字の追記を提案する。 こうした <b>国民的</b> 議論が行われることで、国民や企業等の行為主体は持続可能な社会に向けた変革モデルをイメージしやすくなるだろう。その際には、特に、未来を生きる若者、現在脆弱な立場にある人々の参画を得ること、さらには <b>科学的見地からの提言を得ること</b> が有益である事も指摘しておきたい。	頂いた御意見を踏まえ、追記しました。

(6) 7章 今後の進め方について

	提出意見の概要	考え方
1	SDG グローバル指標については、現在データがないためすべての指標について公表できていないことを認識し、2030年までの目標達成に向けて、進捗状況を示せるように必要な情報の収集を行うことを検討願いたい。	御指摘の進捗評価の在り方については、SDGs 推進円卓会議の進捗管理モニタリング分科会で議論しているところであり、今後、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
2	今回、円卓会議民間構成員の評価を VNR レポートに取り入れていることは評価されるが、今後、各ステークホルダーグループがレビューを行い、その結果を VNR レポートに反映するようなプロセスがあると良いのではないか。この点はフィンランドの VNR レポートが参考になる。	頂いた御意見は今後の取組の考にさせていただきます。
3	実施指針で役割が言及されているステークホルダーの中に消費者やユースが含まれているにも関わらず、女性が含まれていない。日本は優先課題にジェンダー平等を掲げているものの、意思決定のあらゆるレベルにおけるジェンダー平等とインクルージョンは、他の OECD 諸国と比較して日本が遅れている分野である。SDGs の実施や SDGs 関連の政策決定プロセス (VNR や関連レビュープロセスを含む) における女性の役割は強化されるべきである。	頂いた御意見は今後の取組の考にさせていただきます。
4	今後の VNR のタイミングを含め、日本における SDGs の実施とフォローアップ・レビューのサイクルを短期 (1年)、中期 (3~5年) で確立し、それぞれ進捗評価レポートを公表してはどうか。また、議会の SDGs への関与を高めるために、中期サイクルは参議院のサイクルに合わせ、公約づくりの参照資料として活用することも一案である。	頂いた御意見は今後の取組の考にさせていただきます。
5	2030年に向けた国レベルでの目標・ターゲット・指標なしには、	頂いた御意見は今後の取組の

	「行動の10年」において、SDGsに調和した日本の持続可能な社会の実現は不可能に近い。逆にこれらを設定することにより、SDGsの取組を日本の課題解決に繋げやすくするだけでなく、民間セクターや市民社会がターゲットや指標を意識した行動をおこし、その進捗も測定しやすくなると考えられる。	考にさせていただきます。
6	次回のVNRレポートではSDGs関連の予算を示せると良いのではないか。	頂いた御意見は今後の取組の考にさせていただきます。
7	SDGs推進円卓会議は現状、SDGs推進本部に合わせる形で、年に1~2回しか開催されていない。円卓会議構成員の知見やネットワークをより効果的に活かすためにも、今後は回数を増やすとともに、進捗状況の報告、ピアレビュー、主要な目標やテーマについての議論など、会議の効果的なワークフローを確保するためのメカニズムを導入し、その結果を一般市民と議論したり、ウェブサイト・新聞でのプレスリリースを行ったりすることが望ましい。	円卓会議の下に分科会を設けて様々な議論を行っており、円卓会議の議論の活性化に努めています。頂いた御意見も踏まえて今後の取組を進めていきます。
8	SDGs円卓会議分科会の議論の要点を、より多くの人が見られるように、JAPAN SDGs Action Platform上で公開することや、パブコメの頻度を増やしたり、タイミングを前倒ししたりを通じて、関心のある幅広いステークホルダーからインプットを得られやすく、反映しやすい体制を作るべき。また、ステークホルダーごとの議論を活性化するために、学術者によるグループ、若者のグループ、女性グループなどの設置も一案であろう。	頂いた御意見は今後の取組の考にさせていただきます。
9	残された課題を特定し、それに対する取組を示すべき。	「政府による進捗評価」などにおいて、課題を指摘すると共に、今後の取組についても記載しています。
10	分野別、目標別取組みにジェンダー視点が組み込まれているかの一覧表を入れるべき。	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
11	性別データの収集と提示は必須であることを書き込むべき。	男女別の集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、可能な限り男女別データを掲載するよう努めております。御指摘の進捗評価の在り方については、SDGs推進円卓会議の進捗管理モニタリング分科会で議論しているところであり、今後、頂いた御意見を参考にしつつ取組を

	進めていく考えです。
--	------------

(7) その他

提出意見の概要		考え方
1	<p>【5. について】</p> <p>p13 の図、ねずみ色の背景に黒色の文字では見にくく、文字もぼやけている。</p> <p>p16 の図、文字がぼやけすぎて読めない。</p> <p>p18 の「ジャパン SDGs アワード」「ジャパン SDGs アワード」の使い分けの理由が分からない。</p> <p>p23 の「SDGs モデル事例」「SDGs モデル事例」の使い分けの理由が分からない。</p> <p>p24 のリンク 1.2.5 が 404 File Not Found. で見れない。アドレスは大文字ではなく小文字にすべき。</p> <p>p30 に「パンデミック下の 2000 年にも」と書いてあるが、2000 年にも起こったとされるパンデミックとは何かを書くべき。</p> <p>【ゴール 13】</p> <p>p121 の「1.21 四角形の割合」の意味が分からない。</p> <p>【6. (2)】</p> <p>p131 及び p133 ページの「コロナ下」「コロナ禍」の使い分けの理由が分からない。</p> <p>p135 の「100 万人を超えて減少」は、100 万人を超えてから減少に転じたのか、100 万人減少したのか、どちらの意味が分からない。</p> <p>【ゴール 2】</p> <p>p149 の図で 2016 年が太字で強調されている理由が分からない。</p> <p>【ゴール 3】</p> <p>p160 及び p163 の「タバコ」「たばこ」の使い分けの理由が分からない。</p> <p>【ゴール 6】</p> <p>p179 の図で 2017 年、2018 年共に数値は 94 だが、2017 年の 94 だけ太字で強調されている理由が分からない。</p> <p>【ゴール 8】</p> <p>p187 の「人間らしい仕事」の意味が分からない。</p> <p>【ゴール 12】</p> <p>p214 ページの「化学物資質」の意味が分からない。</p> <p>【ゴール 16】</p> <p>p230 の折れ線グラフについて、薄薄青、薄青、青、濃青、濃濃</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、可能な限り反映を行いました。</p>

	青、濃濃濃青と、視覚的に判別しにくい色を使う理由が分からない。赤や緑も使うべき。	
2	「サイバーセキュリティー対策」が重要な構造だと考える。例えば、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と考える。	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
3	食品ロスをなくすためのサプライチェーンを設置する活動をするベンチャー企業を宣伝したり、まとめサイトを作ってみたりするなどの支援をするべき。むしろ行政が食品ロスをなくすためのサプライチェーンの中央組織を創るべきではないか。	ベンチャー企業を含む、食品ロス削減に取り組む様々な活動については、消費者庁 web サイトにて御紹介しています。 また、サプライチェーンにおける食品ロスにつながる商慣習の見直しのため、平成 24 年度より製造・卸・小売事業者等の参画を得てワーキングチームを設置し、納品期限の緩和等の実証・検討に取り組んでいるところです。引き続き、更なる取組の拡大に向けて取り組んでまいります。
4	p6 の 2 行目の行頭は一字下げにする。 p10 の最下行から上に 3 行目「全て」と、p18 の 5 行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一する。 p25 の 6 行目「とりまとめ」と、p33 の 11 行目「取りまとめ」とは、どちらかに字句を統一する。 p97 のグラフの注記の「数値」は「縦軸の数値」のほうがよい。 p97 のグラフの横軸の数値の単位如何。 p117 の本文の 10 行目「令和 2 年」は 17 行目の例と同様に西暦で記載したほうがよい。 p122 の 6 行目「米ドル」について、他の箇所の「ドル」との違いは何を意味しているのか？ p124 のグラフの凡例で「その他」を冒頭に記載するのは適当でない。 p127 の最下行から上に 1 行目「(令和元年法律第 46 号)」は削除するべき。他の箇所で法令番号は記載されていない。	頂いた御意見を踏まえて、可能な限り反映しました。
5	取組の基本的認識・観点として「よりよい回復」ではないと考える。「『誰一人取り残さない』との SDGs の理念を実現していく	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて、様々

	ための取り組み」としてはどうか。	な影響が出ている中、今後は新型コロナ発生前よりもよい状況を目指して取り組む必要があると考えており、「よりよい回復」という表現を用いています。
6	図書館は、誰でも無料で利用することができ、敷居の低い身近な社会教育施設である。図書館が果たすことができる役割は大きいと考えるため、「図書館」という文言を入れていただきたい。	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	p33の「日本生活協同組合連合」を「日本生活協同組合連合会」と修正する。	頂いた御意見を踏まえ、「日本生活協同組合連合会」と修正しました。
8	法令・施策名以外は、全て「子ども」で統一すべき。	VNRの中で用いている用語は、政府の中で一般的に用いられている用法に基づき記載しています。
9	本レポートでは、VNRを「レビュー」として捉えている表現と、「VNRレポート（「報告書」と表現しているパートもある）」として捉えている表現が混在している（前者＝「VNRを行う」、後者＝「VNRを作成する」といった表現）。VNRはレビューまたはそのプロセスとして捉えるべきであるため、本レポートをさす時はVNRレポートまたはVNR報告書などの表現にしてはどうか。	頂いた御意見を踏まえて、記載を統一しました。
10	報告書作成方法について、以下のとおり提案する。 2～4パラ目：2パラ目の1行目が日本に関する事、それ以降は国際的なSDGsに関わる動向を主に記載しているが、VNRレポート作成の背景となる国際的な動向の説明であることがわかりづらい。1パラ目～5パラ目のVNR実施の背景についての書き振りを再検討してはどうか。 6パラ目：VNRに主要なステークホルダーを巻き込むことは、VNRの重要な要素のひとつである。政府だけではなく、円卓会議や市民社会、ユースなどのステークホルダーとの直接的な意見交換を行ったこと、VNRにおいて政府関係者以外の関係者からの進捗評価を求め、その結果を掲載していることは、ステークホルダーとの連携の観点から、前回のVNRプロセスからの大きな改善点だと言える。この点について、しっかりと記載した方が良い。	頂いた御意見を踏まえて、可能な限り分かりやすい記載となるよう努めました。

	同様の理由から、地方自治体については、SDGs 未来都市などを通じた政府と地方自治体の連携・情報共有、地方自治体の VLR を通じて自治体の実態を反映しており、VNR レポート作成に自治体は直接関わっていないが、十分に意見を反映していることについても明確に言及した方が良い。【外務省（国地総）】	
1 1	p91 の3パラ目に「市民社会の評価」との記載があるが、実際には円卓会議構成員の評価である。正確な記述を求めるとともに、より多くの一般市民が進捗評価のプロセスに参加できるようにしていくことが重要。	頂いた御意見を踏まえて、「円卓会議構成員の評価」と修正しました。また、パブリックコメントやNGOとの意見交換などを通じ、可能な限り市民社会の声を取り入れるように努めました。
1 2	性別データが求められているグローバル指標に関しては性別データを示し、データがない場合は代替データを示すかまたは今後の収集予定を記載すべき。また、性別データが求められていない場合も日本にある場合は示すべき。	男女別の集計を求められている指標のうち、データが存在するものについては、可能な限り男女別データを掲載するよう努めております。御指摘の進捗評価の在り方については、SDGs 推進円卓会議の進捗管理モニタリング分科会で議論しているところであり、今後、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。
1 3	要約は、「今後の展開」パートが未完成でもあるため、現状把握・確認のトーンが強くなっているが、VNR の本来の意義と考えられるレビューを踏まえて今後の取組に活かすという視点をより強く打ち出してほしい。	頂いた御意見も踏まえ、「7. 今後の進め方」について記載しました。
1 4	VNR 作成方法について、次回からは、マルチステークホルダーによるオープンかつ計画的なプロセスを経て作成されることを希望する。	今回の VNR 作成においては、円卓会議民間構成員による評価を含めると共に、NGO やユース段代等との意見交換を重ねた上で VNR 案を作成してパブリックコメントを行い、可能な限り市民社会の声を取り入れるように努めました。頂いた御意見も踏まえ、今後の取組を進めていきます。
1 5	SDGs の目標を社会全体で大きく推進していくためには、日本の	頂いた御意見も踏まえ、今後の

	地方や事業者や団体などの取組を国や世界のゴール達成につなげ、各主体にそれを見せて行くことが必要と考える。	取組を進めていきます。
16	パブコメに外国人住民をふくめた市民の意見を受けるといふ文言があつてしかるべき。	今回は幅広い市民の方々からの意見を受け付けていました。頂いた御意見は、今後の取組の参考にいたします。